

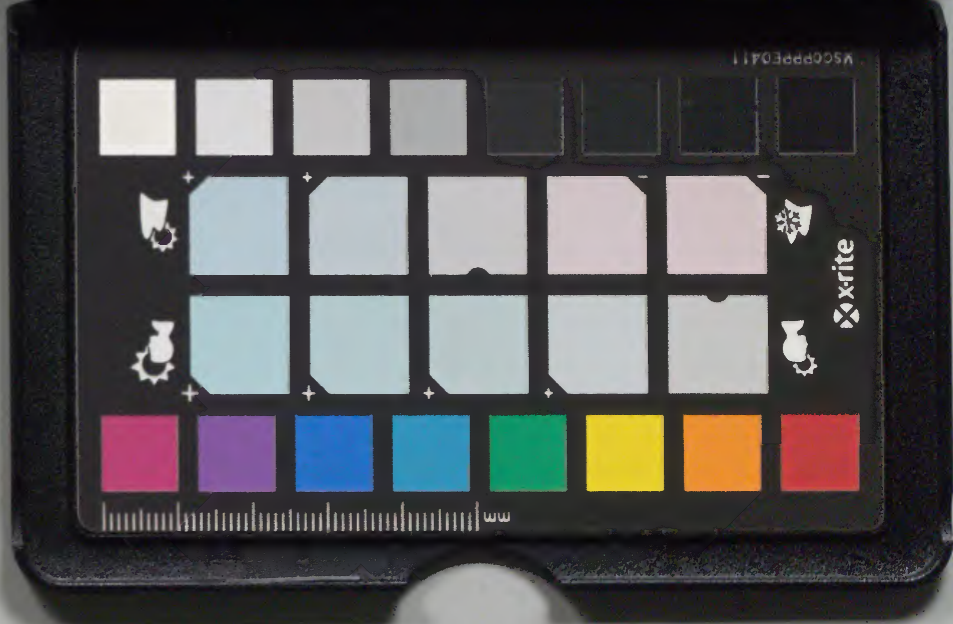
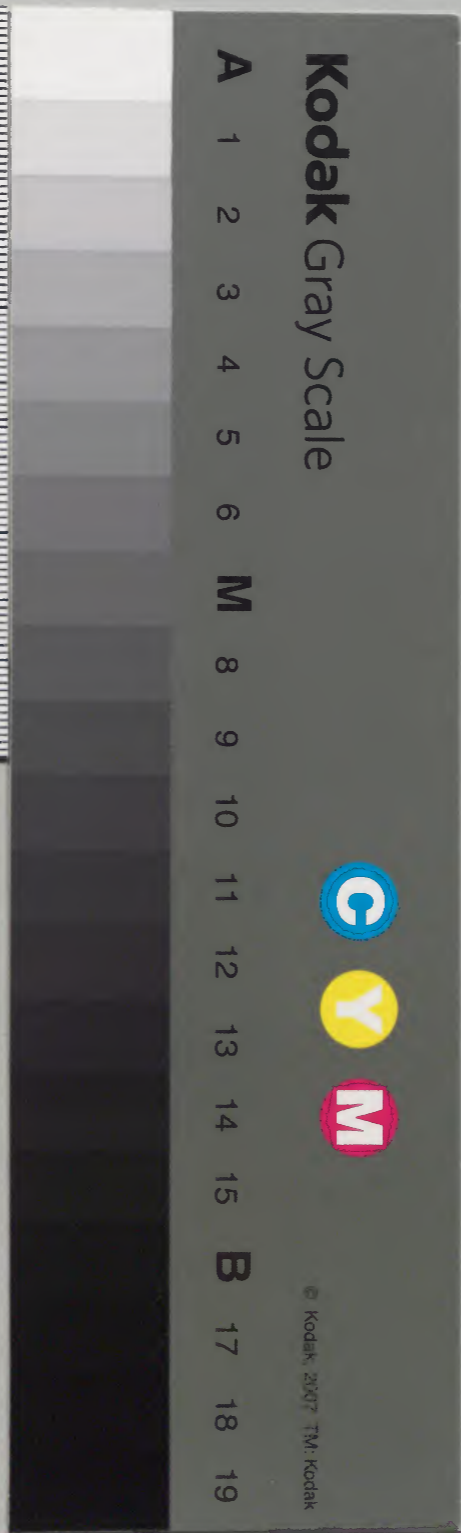
益

二十三

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 大政官文庫 | | | |
| | | 一 | 和 |
| | | 一 | 書 |
| | | 四 | 門 |
| 六 | 〇 | 九 | |
| 五 | 二 | 一 | |
| 冊 | 架 | 函 | 號 |

| | | | |
|------|---|---|---|
| 內閣文庫 | | | |
| | | 一 | 和 |
| | | 一 | 書 |
| | | 四 | 類 |
| 二 | 六 | 九 | |
| 二 | 五 | 七 | |
| 函 | 冊 | 架 | 號 |

| | | |
|------|-----------|-------|
| 內閣文庫 | | |
| 番號 | 和 | 11497 |
| 冊數 | 65 (22) | |
| 函號 | 211 | 302 |



文庫部省

朱子曰

須看孟子程張四家文字方始講究得

二十二内一二七九〇號

着實其他諸子不能無過差也

語類九 鳴呼誰レリ
論語ラ讀マ

誰レカカと利由字の多ク

大正

太史曰穀帛出於民而官不可為也錢出於官

而民不可為也取其所存而與其所無則上下皆涸矣

唐鑑

日世

今世大高米穀と泉貨とと已有して士貧農餒者多し上下互に濟小曲かまると時運の歎

中世日吉の神輿春日の神木と入浴せし北嶺南都

の僧侶恣あるゆゑもひととけに東大寺より流徙しこまに
效ひてや彼の寺境の八幡の神輿と振りて弘詔の
きぬりかひに事代主に弘安二年延慶二年正和
四年文保二年觀應三年等数度小及び大曆小
くひりてにせり

。烏帽子兼名苑に云一名頭衣帽ハ音老烏の字俗
季乃字と云但しぬ宗或ハ通もゆるり文選小及
あり唐式に云り庶人ノ帽子ハ皆寛大ニ露面ヲ

不得有掩蔽云我國の意か其ノ制衣唐に依り

。柳筥長サ二尺廣サ一尺深サ四寸五分或ハ長

二尺二寸廣サ二尺深サ四寸

延喜式二十四同キ四十に云へあり兩宮記ノ親王九眼
ノ条下北山抄ハ九日節會の所等と考へ合スベ
亦雲圖抄十寸鏡に云へあり

柳筥ハりし蓋と底とありぬ成ありて遠く今世も唐
ハ其蓋の裏あり但しやあいの祓ハ神室の中に柳盤

とて酒をとりて肉と食ふ事とせし喪のころも
二十七月にして禫の参りかゝりて然後醴酒をとりて乾
肉と食ひてふまゝの酒と飲鮮と肉と食ひて
こゝに酒をいれずは酒を喪服と捨てては孝子登ゆ
醇厚の味は御すはふ思ひがたう酒あつてあり
いんや三年のる世中に交り音楽と関し壯觀と
見平や男女の欲は於ておや志はあつてはくまふ
しつかりし漢唐の時人情や病くありしと

料居喪に公然として酒肉を飲食する者すくありし
とぞ五代に至りては喪に於て酒肉を御すはと見関
して人異事とせしや宋朝礼義の俗と厚かり
しつかりし流俗は華甚しく士大夫もも喪の居る
平日も異かゝりて相従く宴集し醜然として怪しむ
はかりし次や庶人よ於ておや或は初喪の由り入棺
をせしは親族賓客座に集り酒饌を肴喪
主と慰勞されし主人も亦自饌を備へ酒と酌て相と

もに飲吸醉飽して衰は長さと苦しむありきぬ
ありし甚しきと哀に寄して嫁娶とくうじきび
あひのりきりて哀の色あき人あはしと君司馬
ゆつくりりり胡元朱明の末へ今清人のあはれ
汚俗あつともや我個今此風俗季宗のありきぬに
かたは親の服一年とらへし神事頼ぬごと
凡事平日と異ある事一ゆとあり平日の假の中
さあもの哀情もあく忘明とらへしあはれに

やうゆゆりきりて衰は長さと苦しむありきぬ
ありし甚しきと哀に寄して嫁娶とくうじきび
あひのりきりて哀の色あき人あはしと君司馬
ゆつくりりり胡元朱明の末へ今清人のあはれ
汚俗あつともや我個今此風俗季宗のありきぬに
かたは親の服一年とらへし神事頼ぬごと
凡事平日と異ある事一ゆとあり平日の假の中
さあもの哀情もあく忘明とらへしあはれに

おしきちとてんへつじごうめや

。神別の神は古今通論出赤縣の号は張衡の靈憲
 少由每山崑崙の東南三五千里風雨時あり寒暑
 常ありて和美俗あり地よりりし帝王の都と
 といく赤縣神別と呼ぶて我國平安城とも其石
 といりて和美俗に寒暑節小應ト人寛舒ふし
 て疎豪の氣かく是亦中土地氣の然りしい
 る所ありて古今村德技藝の人多しれ赤縣神別の

乃右しひのひまはれ軟へててて田賦入を其

。都會繁華の地人必々懦弱にして多し淫風あり
 今赤縣の風俗ありて強勇の士ありて居平三
 年七十懦弱の風ありてりゆるみ人平家は武士是利の
 赤等と見てるを知る今日京の高人等大繁れ
 といいて婦女のく甚淫亂ありて治容とり人
 といり人ありてぬありり
 。佛經は女人月淨つ湯鑊小入りて貴肉と熟離し

其鬻と取食し一幸とて^{賢愚} 柳とては^経 在柳の遊女月
身七八の家に入ぐ娘と販て活命をふる者は是れ世入春鳥
夏火の迷ひかゞれおぬだは胃臆小痴あまるところを況や
倡樓小宿し鳩然ある笑語小觸妖治れ頓小遊をや
態相飾^姿にいでて艶園の文會と求め竟尔名と蹟
名と推しつる類ひまゝと悪因縁ととて一介京師雅伎
の妙又謡坊の慧珠と甚くくくらみめゆしくうと名
とせよは流と者幾が百人とや方袍因頂の徒と雖に

彼所よりふれて佛制と祀し女人の爲に害をふる善
法滅ぶる業今自ら入身の子人々たれん先験毒蛇の觀
と心比し起すべし肉と骨とを喰ひつるも奴飢蝗の如く酒を飲
するも渴程あるたれとも和をさるるいづれか

○寛永^{十八}年 柳管家の若君^{家綱} 始て^始 柳管家より時
命ありて酒井讚政守忠勝とて尾張紀伊水戸家へ
供奉の事と 作せしれふ水戸紀伊兩家の許諾
しるひしは我敬云作せよ曰り凡の彼言は職仕て

無位の人よ僕御の礼と執といふこと創と國を世奉りか
し忠勝とく作せしむるはよひりすしと
大樹公ハ氏乃長者且ツ大臣之共御子なるは供奉の礼を
協へさりと敬公名成正しくしてはと父ともいひて
我大祖國の子あり宣諭諷諭の敬と急まきんやと忠
勝伏して言上と作く重く旨命ふきく三卿山手社と豫
参ありて若君と人抱わるといふはいふゆゑに敬と
乃命也應しゆる

○水戸黄門源義公我瑞龍重相とく御物語の序も曰
く公毎月廿日疏食とくはすく凡終身の衰へ年ふ
一度りてはいんして流俗は進せむと公の思然れ
足下は毎月の疏食とくは義公の曰り然り我公作せし
いしく前よ源成公亮御の時足下三年の衰と法
いしはしむるや義公曰り否今此月俗とくは世よ
とくはすく旨命ふきく三卿山手社と豫参ありて若君と人抱わるといふはいふゆゑに敬と
乃命也應しゆる

我思ひて学成りしは、
物して毎月疏食し、
御言ありし、
尾州春日井郡大森村真久山の常念佛ハ、
即生母觀喜院殿追福の爲に、
洛東真正極樂寺、
屋上人我、
後世に傳へ、
南都東大寺念佛堂の常祐名ハ、

不還轉の念佛ハ、
河品玉子の珂、

始行

靈仙院殿

堂珠院殿

鼓の音

鐘声ハ

同ド

金聲

五經要

道理是等

の清明天乃象其廣大なる地乃象終始四時周旋
風雨皆天地のありとあるもの礼記を志すせり
音声の剛柔清濁相和相諧不至りて金石絲竹
ありてありてあるもの志すせり地と感鬼
神不怨民心と安邪穢と蕩滌近く志
と導遠く山川と月日と達者豈小縁事かん
史記漢書國語五經通義天地の休と頌万物の性と成
五經折疑少とそく知るし天地の休と頌万物の性と成
の志すに後世淫樂と淫り艶曲と巧みく人ん

みありかゝるるを毒や声やの罪いあり自人心
不善れも其音声祭とい欲情強盛いして徳とし
るありあり鳴る

。称名念佛小鉦鼓と撃て声と和する、堂之上八松尾の
示現と蒙り神前の髹口とゆるゆると撃て念佛せし
より姑く俗傳よと但一勝尾寺の勝如上人延暦十四
二月其親逝す時金鼓と打て佛号と唱す事傳ゆ
見へあり堂也延喜三年よ生られしと云はる

とあり金鼓鉦鼓一物異名夥口俗稱是亦金鼓
めり樂器なり半面なり鉦鼓と稱し西面なり金
鼓なり

○勝如父攝津国郡撰使在つ府生時原伏通母出羽ノ
国惣大判
官代藤原栄家
の女なり

○仁明天皇 常康親王出家ノ号
雲林院 空也諱ハ光勝号市上人
天祿三年九月十日寂
七十歳

○抱柱其女に信ありと云肥言信と失す

○貪員財利小息ありと云浪蕩生理と務

○不三不四儒教道の人よめ又士農工商の業ありける者

或人曰此輩ありや答凡本業と失并し生理と不
務毎遊午暖飽ありて困を好む者是又や
此人の身も諂媚迎合して義と云ふは

○貨難世に用とらぬ又江と稱す

これ窮通もいかに命に附くか自あつて
と云ふるも是れ逆境に偶りかき奇志なりや
ありてはさしよりいかに不満のこころに
と詩歌の爲に己が怨苦を陶治して之を宣
と利の爲に轍を転じて怨對せん
と琴の頌に人々を岐しんや

○書名何ぞ撰者の異あり

菊譜一 范成大一 劉蒙一 史正志カ撰之

洛陽牡丹記一 歐陽修一 周氏撰之

香譜一 洪芻一 葉廷珪撰之

硯譜一 李之彦一 蘇易簡撰之

酒經一 蘇軾一 朱翼仲撰之

かゝるはむ

吉水の源空建仁寺榮西 葉上永平寺の道天等

りく天台の学者なりく後各々宗の祖なり然に

衣休家風山門は異なり又山門は東寺南都と宗

に異あれと相合て互に法と聞く中堂供養の

日真推等登山して相あは法を終る東寺供

養の日山門の碩德皆往て来行ひり 朝廷の

御修法南都に嶺の傍より本寺古く内にあらむ

法論あり是出る要と求りんるなりて人

我の争に非ス今日蓮り流義のと殊よかくかし

て他門の傍より本寺 讎のし 餘經を非謗をなす

一々如婦の各々如く強陀某師等とて敵國の主の
 下にい思つて不使の次あり故に頭密禪律
 凡古跡勝地とて是ともふり公名形古像の靈
 佛とて見しむとせざし一一流の佛家にて
 毎々無礼不敬忌憚所なり彼檀那あり男
 女是に效てこゝに我批婦く住持の之室と悔宗社
 の神明と穢しゆら由倭漢其類あり外道あり
 彼の宗僧等天下おろして不律非法あり欲底

かく人の嫵媚一他の檀那をわたりて其利を多くし
 ともこのむらひにゆら奉國賊の行ありていふ
 ことのあり

嘗憶去年初夏時與雨同聽杜鵑啼杜鵑今年
 亦復至還是去年初夏時禽鳥亦知人意切一
 色未一色悲腸隨此声既已斷 竟逐此禽何

處飛
 木 詩の邵康節先生二弟にあられて後杜鵑をきき

木質河長母寺奉可為祈願取之 余々奉々々々々々

康永二年七月十九日

長母寺長老
 石原氏公ノ 證状

九宮衛寺班

寄附

尾張國木賀崎長母寺當國狩津庄内山脇森跡

右為當寺興隆ノ所ニ寄附也守リ先例可令

致沙汰之状

正二位源朝臣判

木賀崎長母寺雜掌戸内國狩津庄内山脇森跡

早リ任寄附收ノ多可致沙汰付下地也雜掌

之状依テ作執達也件
文和三年五月廿五日 在判

狩野庄内山脇森跡五郎奉

為殿所否可注戸之由謹テ奉儀了柳比ノ條為森跡五郎殿所ノ候テ細工員救拾余貫之由兼及作若儀了儀テ可蒙八幡大菩薩ノ御罰作此旨可有沙汰處ノ上候候

文和三年三月廿日

大膳大夫賴康在判

本寺修長母寺雜掌戸内國狩津庄内山脇森跡五郎奉儀了儀テ可蒙八幡大菩薩ノ御罰作此旨可有沙汰處ノ上候候

文和三年八月十日

在判

等持院生自年

江州下向ノ行儀奉殊可被致抄取ノ状也件

文和四年正月十六日

在判

長母寺長老

長母寺雜掌昌橋申尾張國狩津庄内山脇森跡五郎奉儀了儀テ可蒙八幡大菩薩ノ御罰作此旨可有沙汰處ノ上候候

康曆二年三月二日

沙跡在判

多沙人若使入在皮

第領畠山
長母寺領得庄ノ内田地陸町或餘ノ米ノ住
當知以寺家領掌不有書遠ノ小如件
沙弥在判

應永五年十一月十六日
當寺住持

水野祖小河下野次郎推繼

將軍家政所下尾張國英比郡ノ内小河村一色ノ住
人可令早ノ源推繼法師法名為地以職米

右任親前下野守推繼法師法名推美
去年八月十日ノ讓ノ由為彼職守ノ先例ノ下段
沙弥ノ小如件

文永二年十二月七日
令左ノ少尉為系

別當ノ系推繼ノ平綱長
相摸守平ノ叙長

在判
在判

右息 小川下野守胤推
將軍家ノ政所下ス

可キ令早ノ源胤推知尾張國英比郡ノ小河村ノ
舍分ノ地以職事
除之

右任之父下野次郎推繼法師法名弘安元年十月廿六日
讓ノ狀細為彼職守ノ先例ノ下段沙弥ノ小如件

弘安七年十月朔日

令左ノ少尉為系
別當陸奥守平綱長
在判
在判

水野祖人與者自筆ノ寫文律秘之ヲウツク子
年号斗

天福二年四月廿九日

水野又左衛門

日右小河下野次郎推繼小川中務連ト云
凶徒退治ノ事お伊勢を以將軍志ヲ云テ冥案ニ令ニ任

奉之條最々以神效之後向ノ海道波三軍功一者弥
可令ニ抽賞セ七状如件

歡喜二年十月廿二日

錦小路俊
法判

小河下野又次郎俊

五月廿日ノ合戦ニ後江島供奉之條最々神效之
亦ニ抽忠節之状如件

法判 為成之

小河下野又次郎俊

元号二年五月廿五日

大仏陸奥守 惟貞
此のち判

小河下野又次郎俊

此類の證翰古今ノ一カノ實録往古六十餘勅一統ニ天子の治
コトヲ以テ國司郡司と置キク来ルニ奉セシメテ

諸代諸官の御封及ハ諸大臣ノ庄園と
ハ被地ノ主ノ少子孫に傳ヘ無窮ニ及ルベシ

命の中ニシテ身死シテ後地の領ルもの
有クシテ今ノ世ノ中ニテ主維テ次ヤ頼朝天下の
教百年ノ間ニ領の物々主維テ次ヤ頼朝天下の
守護地ト云ハレシ後ハ
其ノ所ニ亦武家ノ地ハ沙汰ト云フコトモ持ヤ
リニハシムル一変シテ源義朝等ノ世ニテ
後ハハシムル親族ノ人及寺社ノ地を領ル
ラレシメテこれヲ御封ト云フコトモ
利永裏(ア)後ハ地ノ有キ
封命今由ノ傳シテ亦
此ト云ハレシ地ト云フコトモ
法判ニイフコトモ
亦ハ我知コトモ
亦ハ我知コトモ
亦ハ我知コトモ
亦ハ我知コトモ

世而定る。竹憲文はあつらう時のりよこひ中とく
さねしめね人のおに海をま主さうりつる年
か。竹宝も亦これ異る。次會富命の肉にか
らうてちりまをねらふ。ゆゑにさるるも
とあつた。たのひ。さうしん。さうり。の。我。命。と
身。と。さ。に。あ。ま。あ。ま。の。さ。れ。と。ね。く。あ。ら。ね。あ。の
念。代。後。一。統。若。と。振。さ。ゆ。え。三。代。の。後
泰。皇。六。國。と。合。せ。く。天。下。と。持。し。と。漢。祖。の。有。り。り
一。漢。又。新。室。と。奪。す。と。赤。肩。自。方。子。と。り。つ。る。光。武。帝
と。後。せ。し。と。三。國。と。分。離。し。各。自。天。下。の。主。と
り。り。自。馬。氏。一。統。の。運。氏。言。さ。く。西。東。の。晋。漢。各。り
南。北。の。主。各。立。て。了。隨。の。唐。に。受。し。一。代。ち。り。り。り
下。第。元。明。清。に。至。る。も。さ。る。る。ゆ。え。は。さ。る。る。世。の。さ。る。る。

官府 東照宮御祭の國の莊觀さう。封内の貴族さう。

近國の男女集り集りて。人切と毎年。さるる。あ。ら。ね。あ。ら。ね。く
本年も。ゆ。り。り。と。寛。文。七。年。四。月。還。御。の。時。ち。あ。ら。ね。後。さ。る。る
ま。の。り。と。天。和。三。の。祭。の。日。未。の。時。と。あ。ら。ね。り。り。や。後。中。の
ま。の。り。に。神。輿。込。り。せ。り。い。け。の。上。刻。は。飯。所。有。山。東。總。持。以
下。さ。り。り。と。地。と。の。ち。と。ゆ。り。り。程。中。自。有。り。り。と。後。元
祿。元。年。同。じ。の。御。祭。持。人。あ。ら。ね。り。り。聖。時。に。海。を。さ。る。る
同。じ。年。に。い。ち。高。目。多。治。り。り。年。の。下。刻。が。あ。止。申。の。時。は。山。車
引。出。せ。り。内。中。刻。宝。永。元。年。當。日。あ。ら。ね。り。り。あ。ら。ね。り。り

りしりし神薬と出さるるれ故將軍、北朝

中略十二日かきしをさひしとさし下有り

懺悔

止觀云懺悔名陳露先惡悔名改過
修來云觀經疏云懺懺摩梵言悔過
漢語彼此竝舉故云懺懺悔云華嚴
疏光明文句等皆同

河豚我國の物と異る多し其は差は網魚食物本草

李時珍注曰形似河豚而小背青有斑紋無鱗尾

不岐腹白有刺戟人予亦善瞑瞑則腹脹大圓

緊如泡仰浮水面味耳于無毒云云此物

獨活羌活我國の羌活は賣るる根くは

りり多し其の根は羌活と云ふ

去歲琉球人來朝其下人の筈及び薩摩人の

管笠の如くいりて又是の予に

本草按獨活集解曰別有蒲葵葉可為扇笠云云
これとヒロトよ本草器物の類に蒲葵
如く板桐と云ふ竹の多あり日向肥前等より
多しヒロトよ對する國よりハストよあり

穢米うねり

沙流米本穀類にあり典籍便覽に樹皮如中國

葛根搗浸澄濾取粉作凡云満刺加国が出之廿三ハ

イと呼俗西国采西国采等書ハ非之 本草二十三に菴

雪花菜豆腐の如き俗に云キラス之花史に出たり

湯此字三種の如の有

一 麻沸湯尋常の熱湯の如し

二 湯 此れ香味の茶種と合て細末して喰之熱湯

和刺局方の十醫書大全の二十居家必用の十一等以諸湯の方多ク云々

三 湯 此れハ食肉の湯解之物凡以新為食而煮者皆曰湯倦遊録等に見たり

日本紀に天智天皇七年越國献燃土ト與燃水云々

燃土ハスリセの類燃水ハ今越後国燈油といふ臭水之謂也異邦所謂石腦油是之也越後信濃辺の曰沃の中にカウエウウモウ油ト山油ト小柳氏是と砂と炭ト油ト次油烟甚臭ト紅夷ト貴来土油ト是トヤ又地使ト云々ト油ト云々

和哥に讀一室の八嶋の洞

下野國總社村総社ハ幡の前に地カウ地中方ニ有之カウの傍ハツ有リ此地より火氣起リ烟常に之ト云室の八嶋の洞ト云今ハ四ツ水カウを洞ト云異邦ト云澤中の陽燄ト云々

扶桑畧記後朱雀院長久二年祭下自撰津國始

献紺青

元明帝和銅六年上野國より金青と
献すといふ史にあり始と云々

今攝多田の録山に緑青紺青多あり慶長の初より

又同國河辺郡若宮村の山中より紺青と出ると云ふ

一種花紺青より出ると云ふ碓氷と云ふ製したる也

ビイトロの類より造化自然の物也

○壹岐國長者原の海岸に屏風岩と云く大石有色黃褐

して其紋理自然より人物鳥獸虫魚草木の形と云ふ

明一統志所謂南平縣の花紋石と一般と云ふ

○女兒陰門生と云く皮同く有銅錢と能磨しく切完

陳き石灰と云く色と云く常人の物と云ふと通愛

方にえのり羊長と云く所早く完く云く男児の根

皮と云く唯小便の有者と云くもんを云くや

○我國喪服藤衣と云く葛布と云く

河品葛井と云く
續のりといふ

○陳技揺清朝康
燕の人所述の花鏡にたふと載す曰烟花一名淡

把姑初出海外後傳種潼泉今隨地有之本似春

不老フホガ
也而葉大ニ於菜用此紫白細花ヲ葉老曝乾細

切如線後羨其ヲ名曰金絲烟一名返魂烟一名擔

不飯人喜其烟吸之ヲ雖至醉仆不怨ニ淡淡

姑蓬漢淡芭菰漳州府志烟草本草洞詮一名相思草切

芬キサミタハコ也南草朝鮮人タラ排可成返魂草と稱す

去百疾身ヲ輕クシ本竹洞詮氣道傾

開通身快然共邪火終日薰灼真氣日衰陰

血日涸暗天年と損多クと不覺嘗云了我國

昔ハわりし慶長十年乙巳始テ第一初ハ丹波粉上王云

燕子花ハカ紫羅傘ハツ胡蝶花カヤ

是一類にして異ありゆめ杜若とカハフ

ハ非

金鷄鳥蛋ハ鳥卵為蛋トマキ

土園兒ハ也救荒芎藭暹羅文趾東京等の蜜夷檳榔子に

其又苳草西南洋の蜜船ハ編テ帆トシクシクの名

柿の葉ハ似トシク苳草の字トシテシテシテシテシテシテシ

人有リ一切ハ此ノ葉トシテシテシテシテシテシテシテ

琉球薩席蔴の類トシテ三角ハ草トシテ七鳥トシテ薩切

七鳥琉球ト薩トシテ多クシテ名トシ

燈心十一名龍鬚トリス和名井トリス呼我國の席トリスハモ也莞草トリスハホ井トリス唐井トリストリスを佛杖又ハマルスケ等云

石帆 俗トリス漳州府志等トリス梧蓆菜 和名柳トリスニキト云

神馬藻 ナリリト云允恭紀に其名はけり海へ入りしりりの

雁足 テカツ石長生トリス碎米芥 和名花トリストリス

蕺菜 トリス

山トリスのしきひてのけくトリス衣の園トリスと通トリス

藻塩草に裏に結中トリス茅の類民編てりやしり

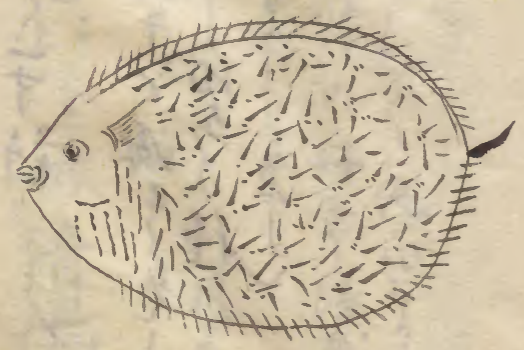
海牛

文字内トリスて魚トリス二種の遠あり魚トリス網魚の類歎トリス山東志に出ツ文登ノ海中に有長丈餘紫色無用

海牛の類教品有トリス具中背淡黒に腹白トリス遍身常結

積トリス其大如鮫雀啄針鮮名曰

又一種堅トリスて角々同なるあり又あり又殼薄トリスて亀甲紋トリスるトリス針短きあり黒トリスて針トリスけトリスなり又

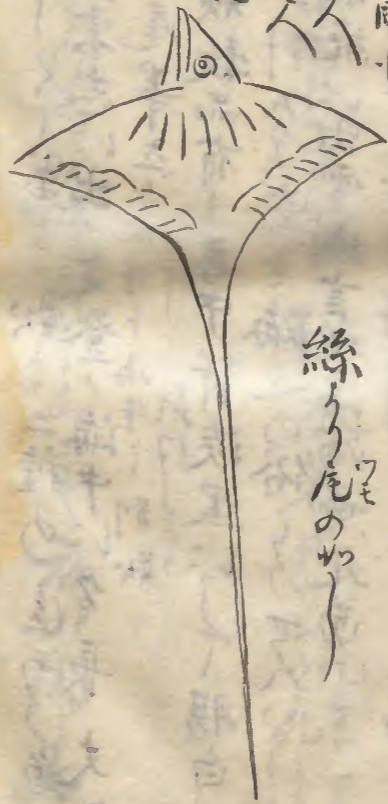


一種形方にして双六の賽の如く寸許り人にも有る
尾五分程なりし物

海雀より小いものあり海牛と海馬と先づいふは
非なり形よりして石と切らぬ物あり種多きもの
あり多し一にいふ物ありしを本

鳥子イ

関東より西國も
カウカウ人
尾も赤い人
程カウカウ土俗
常子合
味



絲より尾の如し

海燕
タラマクラ
クモテ
今より三種の形あり生色藍
又ハ黄褐色にして表ハ丹色の紋點あり

本州原始にあり



ホヤ

肉アヒ

干テ肉と脱を淡白なり潮に干しては純白なり物性も
形人子作をせり物あり西に京師の好味源氏因りて
集り具肉よそと花くも呼ぶ

。 迦陵頻伽ハ人面鳥身に繪佛書は々妙音鳥のミツ

以下共余鳥の両頭は鳥として山海經の鵠鳩は三首六
足の禽騎挂人首鳥身孟槐は二頭十身の魚鱈と一
頭十翼の鳥はく鱗尾の魚としてや螭姪は九首九尾
狐の如く虎の爪有るものも大古遠荒の風氣正
しからざるものも異類と産せしむるものも
我國の今に数首数身の異形はは是風氣の正し
さ加るや今とて外國海嶼の如し知れぬものも
麒麟は毛蟲の長秋の獸鳳凰は羽蟲の長夏は龜は

介蟲乃長冬は甲物龜は鱗蟲は長春は鱗也これと四
靈と云はるる聖代にありしは麒麟は平は龍雲中
變化の中人毎にんるものも龜の海は川も多し
月令の通解に象物所蔵地中とて然るは
かゝる物に世と異物もせり何の理も博識
の士も問ふ人欲の
。蒼龍朱雀白虎玄武は天の四神也これに二十八宿と四
角して東南西北に配し其色も象と呼ぶは

ハ実の形有る禽獸より佛氏ハ佛菩薩の三摩耶
形ハ其徳と表ハて物象り出ハてて報身の
觀とハりしりしり或人觀無量壽經の蓮華想
と描く讚詞と需ハしハ書くからハり

蓮華三昧
經曰皈命

本覺心法身常住妙法心蓮臺と云ふ
普門自在 大三昧耶 金玉地上 楞陀利華
宝光映飾 覆毘楞伽 十方隨意 閑來雲肥
古き釈に阿字不生微妙體即是衆生内心法本來
清淨如蓮華故題ハ妙法蓮華經と云ふ阿弥陀
と法華とハ佛法同理体と云ふ同題等ハ云へり台家
止觀の修行般舟三昧の念佛法花の行ハ云々ヤ
由ハり日蓮黨有る中ハ彌陀と惡ハるハ邪見ハ

木ハヤ亦ハ何ハり宿習ハりハやハれハ皈ハていハと云

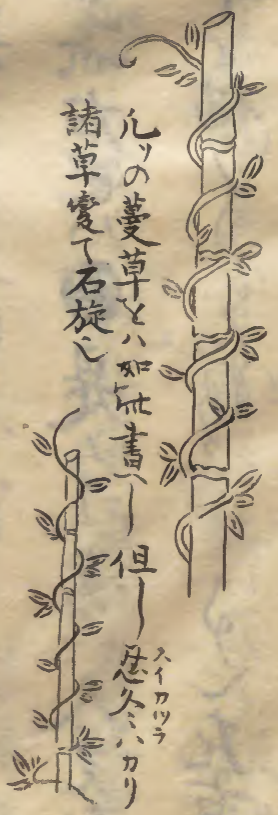
。或ル寺ハづく繪像の阿弥陀と云ふハ其白毫◎如ハ

あり魚ハ

。凡蔓草天の左旋ハり氣に順ハりハ此日左旋ハ

又左巴ハ◎如ハ右巴ハ◎是ハり常に人見たハ

る多ハり蔓草と描くハいハりハ右ハ者
いハに纏ハりハ俗命ハりハ



ルツの蔓草とハカサ書ハ但一忍冬ハカリ
諸草實テ右旋

但一右旋の物ハ九一纏九旋のゆ々右纏のりら多ハ元々
五月雨の徒然ハ大和本中と云々有ハハ別葛
類等の蔓草ハ忍冬と云々ありて遺忘に傳フ

木綿

是に三種のゆゆかんり一ツにハ佛經に云々却與及ハ
我國桓武天皇の御時ハ木綿ハ樹木ナレハ是班枝花儘語
白纏兜羅綿に織木實中の白絮是ありニツルハ大子
衍義補に云ハ綿花東國通鑑に洪武二十二年元朝
より木綿の種ハ朝鮮に渡スルハ綿花ハ草ニ
我文祿年中南京より其種傳ハ皆天下寒若ク免乞ニ
ハハ衣神代木綿と称スルハ楢の皮にハヒと糸ト
布と織

草木春萌芽と生一夏枝條と長一秋葉枯冬葉
落ハ是陰陽生長收藏のゆゆ理ニ然ルハ夏
生るゆゆ有莧薑及ハ諸竹のゆゆ秋生るゆゆ麦蕎
麦の類ハ水仙蔓菁菘菠蔞ハ秋の末冬生るゆ

ハ性異るもの亦多ク一学記に大時不存より自
然の理と知るなり

。霸王樹ハ枝葉多ク無花果女麻ハ実ありて花は楸棠山
礬等ハ花有実無一松柏ハ四時青く蘿蔔ハ根大
芥ハ根細一己より多クなり亦造化の工一あり
と知る一其他鳥ハ雄大母一其羽美一唯鷹
の雄小に雌大也虫ハ大駝北大多ク交野北牡と負
て行くも亦難雉の雛ハ穀とちれハ刈嚼雀燕ハ穀

と出く毛多く父母ハ哺せりハ類ハ亦異なり

。隋の朱粲人の肉と食ふ事と好く五季ハ趙^思帝^漢歟
ハ人の肝と嗜り凡と海ハ人軍中の粮尽ハ毎に人の
肉と食ふ事其他閩浙の人蛙と喰湖湘の人蛤蚧
と喰ハ廣南ハ蛇の羹と衛^朱或可談いふ
たり異邦ハ牛馬猪鹿と始負盤蝨蟻の如く
臭穢の物と美味あり或ハ糞尿としく外よと沽
け肉と服ふ事ハ亦異なり

て魚鳥多々常に美好の食に飽りたり彼汚穢不
淨の物と悪て喰ひて之をい豊葦原の風清俗美なり
いよよは是なり太祖 天照大神の靈徳廣く
其恩籟萬世に垂る 誰り仰るる人

。四生の中胎生は含藏して九竅有 兩眼兩耳鼻二穴三
大便道小便道

九竅の中鼻ハ外二穴カヤ内ハ一ツあり只外一ツハ
肉食腹より一氣と出入り二道あり陰一亦精を
小便便より二ツあり又眼胞上より一ツあり者々皆胎
生なり

卵生ハ殼に依りて生スハ竅 大小道精道只二穴あり但
水鳥ハ雄に勢あり

卵より生るる物ハ眼胞下より生るる但陸に生るる物
自りより生るる物ハ水中の物ハ水より生るる物

濕生ハ眼物より常に袖物も但一溼生ハ中卵

より生して水陸に自在なる物ハ 亀鼈

化生ハ眼に穴あり黒點のいかり蟬蚊の如し

植物にも四生類あり土に棲く活るる胎生類より
生るる卵生の如し荷葉等の水草ハ溼の類菌を
道路沿に草生るる化生の類

山に栖鳥ハ味短尾脩水に宿るる鳥ハ味長尾短

野禽ハ喙尖短距離ある物多し林鳥ハ夜不飛

南宮
内庫

朝轉く多かり禽經等にいづく所を誠よ呼ぶ

説原曰人順生草木倒生禽獸横生故草木

無知禽獸知而不全人則無不知也鳴呼草木情例の

理ありて其樹と遠く色香の材用ノ廣其の

以や百穀の人余とつるは藥劑の病と治まるとや

虎狼の父子蜂蟻の君臣

有別器の乳鳥哺鴿乃行雁乃

陳迂嘗呼鷄の友の情多し物大の必主と慕つるも

不義を知らず却て其義理の所を得ると存する人

世の毒肉を食ふ禽獸も亦いふ方まゝに

自ら育て以て人而不知物と非を

